

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
行事倉庫前給水管漏水修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市神奈川区白幡東町 27-1
横浜市浦島丘中学校
- 3 契約日
令和6年3月21日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年3月21日～令和6年3月31日
- 5 契約金額
195,800円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
行事倉庫前の止水栓内給水管が破損し漏水が発生した。水道が使用できなくなると学校運営に支障が出るため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立浦島丘中学校